

「わくわく節水倶楽部」会則

(名称)

第1条 この会の名前は、「わくわく節水倶楽部」(以下、「本会」)とします。

(設置)

第2条 本会は、熊本市水保全課が設置します。

(目的)

第3条 本会は、市民一人ひとりが水に誇りをもち、水を守るために行動する地域社会の実現を目指して、全市的に節水市民運動を展開することを目的とします。

(役割)

第4条 本会は、節水市民運動を展開するため、次の役割を担います。

- (1) 節水市民運動を進めるためのネットワークづくり
- (2) 節水市民運動に関する広報・PR
- (3) 節水市民運動に関する情報の収集及び提供
- (4) その他目的を達成するために必要な事項の実施

(活動)

第5条 本会の会員(以下、「会員」)は、具体的に次のような活動を行います。

- (1) 普及活動
家庭および職場内等で、本会の会報誌の回覧や節水ステッカーの配布をするなど、節水の取組みと節水市民運動への参加を呼びかけます。
- (2) 節水活動
家庭および職場内等で、節水器具を使ったり、節水ステッカーを蛇口のそばに貼ったり、節水活動を行います。
- (3) 勧誘活動
事業所、団体及び個人等に本会へ参加するよう声をかけます。
- (4) 応援活動
節水市民運動をより広げるため、会員自身の広報媒体など利用して応援メッセージを発信するなど応援活動を行います。ただし、本会の主旨に反するものや営利のみを目的とした活動はできません。

(会員)

第6条 会員とは、次のいずれかに該当する団体、事業者、行政機関及び個人で、本会の目的に賛同し、所定の手続きにより会員の登録をした者をいいます。

- ア 市内に居住するもの
- イ 市内に通勤し、又は通学するもの
- ウ 市内で事業を営み、又は活動するもの

(登録の手続き)

第7条 会員の登録には、所定の方法で必要事項を添えて本会に申し込みをします。

- 2 本会は正当な理由がないかぎり、登録を承諾するものとします。
- 3 会員として登録されると、原則として、本会のホームページや野外掲示板などに名前または名称が掲示されます。

(変更の届け出)

第8条 会員は、登録した会員情報の内容に変更が生じた場合、速やかに所定の方法にて変更の届け出をするものとします。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会の届け出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 本会の会員としてふさわしくない行為をしたとき。

(会議)

第10条 会員相互の情報の共有化を図るため、必要に応じて会議を開催します。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、熊本市水保全課で定めるものとします。

附 則

この会則は、平成17年4月25日から施行します。

附 則

この会則は、平成21年4月1日から施行します。

附 則

この会則は、平成23年4月1日から施行します。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行します。